



EAnetwork

当ニュースレターは、株式会社アースアプレイザルより、最新のニュースと解説を定期的にお届けしています。このEAnetworkは弊社HPより配信のご登録を行われた方、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方、及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。

ニュースレターの送付には、お客様から頂戴したお名刺やお申し込みになった電子メールに記載されたお客様の個人情報を利用してあります。弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人情報の利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが最終ページにチェック、ご記入の上FAXにてご返送、または eanews@earth-app.co.jp までご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

今回のコラムは『土対法改正のポイント〈土壌汚染の調査・対策について〉』をお送り致します。

☆ Environmental column ☆

土対法改正のポイント〈土壌汚染の調査・対策について〉

土壌汚染対策法が平成15年2月に施行され、平成21年4月17日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が制定された。そのポイントについて以下に記述する。

調査に関する改正のポイントは主に3項目と考えている。第1は調査契機、第2は区域の指定、第3は指定調査機関についてである。今回は第1の調査契機について述べる。

1. 調査契機

調査契機については、現行法（平成15年2月施行の土壌汚染対策法、以下同じ）では、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（現行法、第3条）、および、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（同、第4条）とされていた。今回の法改正では、上記に加えて、土壌汚染のおそれがある土地の形質変更が行われる場合の調査が改正法の第4条として制定された（現行法第4条は第5条に変更）。

改正法第4条では、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合は、着手する30日前までに都道府県知事に届出しなければならない。届出を受けた都道府県知事は、当該土地に土壌汚染のおそれがあるか否かを調査し、土壌汚染のおそれがある場合は、土壌汚染状況調査の実施命令を発出する。土壌汚染のおそれは、①公的な届出資料（法令や条例、要綱により届出が義務付けられているもの）、②土地所有者などから自主的に提出された土壌汚染調査・対策報告書、等により判断することとされている。しかし、公的に届出が義務付けられている資料の殆どは、指定基準を超過した場合（以下、土壌汚染がある場合）にであり、汚染の存在がまだ分からない、つまり調査が行われていない土地の場合、公的な資料は殆ど効果を期待することは難しいと思われる。自主的に提出された汚染調査・対策報告書を使用して判断する、ということは、届出の事前に調査の実施を要求しているということではないだろうか。

調査命令の対象となる土地の基準は、以下の通りである。

- ① 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体もしくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- ② 特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

- ③ 特定有害物質が保管され、もしくは貯蔵されており、又はされていた土地（特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。）であること。
- ④ 土壌の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ⑤ その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されていると認める土地であること。

上記内容については、①は、使用履歴にかかわる資料等調査、現地調査および当事者への聞き取り調査、②は、登記簿、施設配置図、住宅地図、空中写真等による土地使用履歴資料等調査、及び現地調査、③は、有害物質保管関連書類等による資料等調査、現地調査及び当事者への聞き取り調査、④は、過去の調査・対策報告書、等が調査命令の判断資料として必要である。つまり、土地の使用履歴調査、いわゆる『フェイズⅠ』調査が有効かつ必要であると考えます。

なお、届出義務の対象となる『土地の形質変更の規模』は、3,000㎡となる。この3,000㎡については、既にフェイズⅠを条例で規定している16自治体のうち、7自治体を対象としている。因みに、数字を設定していないのは7自治体である。

次回以降に、以下の項目について記述する。

2. 区域の指定
3. 指定調査機関
4. その他

アースアプレイザル 技術顧問 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）

☆地下水と水にまつわる最近の話題から☆

(1) 世界の水問題と水に関する最近の知見

水は人類ならびに地球上のあらゆる生物の生存と健康維持・生態系維持に欠かせない環境要素であり資源であることから、水は人間にとって恵みであり文化の源となっている。

一方、水は人間社会を襲う自然災害の原因となっており、人間にとっての脅威になることも多い。即ち、水は人間にとって恵みと脅威の両面を備えている特徴がある。

このような水の特性と人口増加・都市化・地球温暖化等を踏まえ世界的規模で

- ① 水飢饉
- ② 水質汚染・水質悪化
- ③ 水害

に代表される水問題が近年発生し深刻化している。

これらの水問題解決に向けて、水環境の保全、水資源の確保、水資源の効率的な利用と効果的かつ公正な配分、水環境のリスク管理、等が課題として挙げられ、その解決のポイントとして

- ① 水利用において『その水は誰の為に使われているのか？』の認識〔ウォーターフットプリン

ト、バーチャルウォーター]

- ② 『水は誰のものか?』『地下水は誰のものか?』の認識〔水は共有資源・共有財産〕
- ③ 水の流動の概念と質と量の継続的確保〔健全な水循環の確保〕
- ④ 地下水は水循環の一形態だが、海洋⇔雲、海洋⇒雲⇒河川⇒海洋等の循環系とタイムスケールのオーダーが極端に相違〔地下水流動系〕

等が最近の知見として得られている。

これら水もしくは地下水に関わる最近の話題や知見についての解説を連載する。

アースアプライザル 技術顧問 中村 裕昭〔技術士：建設部門〕

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染・アスベストに関するご質問など、お気軽にFax またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。配信方法につきまして、FAX配信からメーリングリストでの配信へ変更をご希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

株式会社アースアプライザル
編集者：伊藤祥子
TEL: 03-5298-2151
FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプライザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプライザル・山京ビルマネジメント・レックス（北海道）、EFA ラボラトリーズ、ジオネット・オンライン、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・リサイクルワン・協和地下開発（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、アースアプライザル GF（大阪）、三協エンジニア（奈良）、エイト日本技術開発（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、東建工業・アースアプライザル九州（福岡）、三矢エンジニアリング（沖縄）
海外：Forensic Analytical/Golder Associates Inc./Tetra Tech EM Inc.